

船舶インシデント調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和4年7月31日 14時10分ごろ
発生場所	宮城県塩竈市桂島の浦戸桂島海水浴場 地蔵島灯台から真方位059° 1.0海里付近 (概位 北緯38° 19.9′ 東経141° 05.4′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{ヨングレイト} CONCREATEは、錨泊中、風に圧流されて走錨し、海水浴場の砂浜に座洲した。
インシデント調査の経過	令和4年8月9日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート CONCREATE、5トン未満（長さ5.05m）
船舶番号、船舶所有者等	242-15755宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約6m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、周遊の目的で、宮城県塩竈市所在の定係地を出港した後、予定を変更して浦戸桂島海水浴場に向かった。</p> <p>本船は、浦戸桂島海水浴場沖50m付近で船尾からマッシュルーム型の錨を投入して錨索を約3m伸出した後、船首を北方に向けて錨泊を開始した。</p> <p>船長は、その後、同乗者と共に本船から離れて遊泳に向かい、海水浴場の砂浜に着いてふと沖側を見たところ、本船が砂浜に乗り揚げていることに気付いた。</p> <p>船長は、本インシデントの発生を海上保安庁に通報し、本船は、通報により来援した海上保安官によって沖出しされた後、自力で帰港した。</p> <p>船長は、海図等を用いて水路調査を行ったことがなく、錨泊場所の水深等も知らなかった。</p> <p>船長は、本インシデント時の本船の喫水を知らなかった。</p> <p>船長は、海上経験が浅く、令和3年5月に小型船舶操縦免許証を受有した後は主にミニボートに乗っていて、本船には令和4年5月に初めて乗り組んだ後、本インシデント時が3回目の航海で、錨泊方法を含む操船に不慣れさを感じていた。</p> <p>海図W64A（仙台塩釜港塩釜）によれば、本船の錨泊場所周辺</p>

	は、底質が砂で、水深が2 m等深線付近であった。
分析	<p>本船は、風速約6 m/s の南風が吹く状況下、底質が砂で水深が2 m等深線付近の海域において、船長が、錨泊方法に不慣れな中、マッシュルーム型の錨を投入して錨索を約3 m伸出し、船首を北方に向けて錨泊を行ったことから、十分な把駐力が得られず、風に圧流されて走錨し、浦戸桂島海水浴場の砂浜に座洲したものと考えられる。</p> <p>船長は、小型船舶操縦免許証を受有した後は主にミニボートに乗っていて、本船には令和4年5月に初めて乗り組んだ後、本インシデント時が3回目の航海で、操船経験が浅かったことから、錨泊方法に不慣れだったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、風速約6 m/s の南風が吹く状況下、底質が砂で水深が2 m等深線付近の海域において、船長が、錨泊方法に不慣れな中、マッシュルーム型の錨を投入して錨索を約3 m伸出し、船首を北方に向けて錨泊を行ったため、十分な把駐力が得られず、風に圧流されて走錨し、浦戸桂島海水浴場の砂浜に座洲したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、錨泊方法を含む操船に慣れておくとともに、投錨を行う際には気象、海象状況及び底質に応じた錨泊を行った上で、錨のかき具合を十分に確認すること。